

税理士法人 鳩合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久

神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階

●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟

神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南スグ)

●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

税理士法人 森田事務所

代表税理士 森田 茂伸

神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階

●近畿税理士会所属

☎078-393-2887

税理士法人 宮本事務所

代表税理士 水田 裕子

神戸市中央区二宮町4丁目4番1号

●近畿税理士会所属

☎078-242-7143

企画・制作 / (株) 宣通
TEL. (052) 979-1602

広告

知って得する 税の寺子屋

Q マイナポイントの付与を受けたのですが、このポイントは所得税が課税されるものなのでしょうか？確定申告は必要ですか？

A マイナポイントは、マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいて前払い(いわゆるチャージ)などを行った際に付与されるものです。

一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に比べて付与されるポイントは、そのポイントの使用した消費者にとっては通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、こうしたポイントの取得や使用については、課税対象とならないものとして取り扱います。そのため、個人が付与を受けたポイントについて原則として確定申告の必要はありません。

しかし、マイナポイントについては、この「通常の商取引における値引き」とは認められず、その経済的利益は一時所得として所得の課税対象となります。一時所得は、所得金額を計算する際に特別控除額50万円を控除することとされていますが、その年にマイナポイント以外の一時所得がある場合には、確定申告が必要になる場合があります。一時所得に該当するものとしては、懸賞や福引の賞金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、すまい給付金、ふるさと納税の返礼品などがあります。



鳩合同会計事務所
飯塚 敏勝氏
(近畿税理士会所属)

当事務所は神戸市で開業以来45年以上の事務所です。職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できるように、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる「ワンストップサービス」を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医療等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。